

給 水 支 管 覚 書

島本町上下水道事業（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、乙が行う三から五階建て建築物の給水装置（以下「給水装置」という。）の施工及び維持管理について、次のとおり覚書を締結する。

（基準等）

第 1 条 乙が、島本町で行う給水装置は、この覚書で定めるほか、島本町水道事業条例、同施行規則、給水装置工事施行基準及び三から五階建て直圧給水施行基準に基づき、施工及び管理しなければならない。

（給水装置の管理）

第 2 条 乙は、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったため生じた損害は乙の責任とする。

（修理分担）

第 3 条 乙は、給水装置に異常があるときは、甲又は島本町指定工事店に修繕その他必要な処理を依頼しなければならない。

2 前項の修理等に要する費用は、乙の負担とする。ただし、次の部分は、甲の負担とする。

（1）公道及び公衆の用に供する私道下における工事

（2）給水支管における宅地内第 1 止水栓までに係る工事

3 前項にかかわらず、第三者による破損に係る工事は、原因者負担とする。

（掘削同意）

第 4 条 乙は、漏水等により乙の敷地内（建物内も含む。）の掘削について、無条件にて同意する。

（メータの管理）

第 5 条 乙は、検針及び修繕等がいつでも容易に行えるよう管理するとともに、建物入口及びメータ設置場所は施錠等をしないものとする。

（覚書の継承）

第 6 条 乙は、第三者に譲渡する場合はこの覚書を継承しなければならない。

この覚書締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府三島郡島本町広瀬三丁目 1 1 番 2 4 号
島本町上下水道事業
代表者 島本町長 山 田 紘 平 印

乙

印